

第 26 回 津市子どもの権利条例づくり推進市民委員会 報告

日 時：平成 25 年 4 月 19 日（金）18：30～

場 所：津市市役所 8F 大会議室 A

<参加者>（敬称略）

石山佳秀（NPO 法人フリースクール三重シューレ）、堀本浩史（すばる児童館）、田中利美（津市民生委員・児童委員連合会）、増田和正（津市人権・同和教育研究協議会）、山野孝治（あそび箱 AM）、伊藤英明（津市人権課）、渥美 博（〃）、川合陽一郎（津市教育委員会事務局人権教育課）、永合哲也（〃）、浅生伸之（津市こども総合支援室）、丹羽敬二（〃）、大野維佐子（〃）、今田浩介（〃）、田部眞樹子（(特)津子ども NPO センター）、竹村 浩（〃）、浅原直美（〃）、山口久美子（〃）、谷口美子（〃）、中橋千枝美（〃）、川喜田ひろ美（〃）

進行：丹羽

新しい方が 2 名増えたので、自己紹介を行う。

●第 25 回市民委員会(2013 年 3 月 22 日)報告…別紙 No. 1、No. 2

○広報…新ホームページが立ち上がりました。

- ・三重シューレーより事務局にホームページの引き継ぎを 4/15 に行いました。
- ・CMS は事務局で更新を行う。最終の引き渡しを連休明けに行うので、新しいホームページを見ていただきご意見のある方は戻して下さい。5 月 10 日を目処にお願いします。
- ・6 月からは広報戦略室を立ち上げてみんなで検討していく。

●決算報告・予算案検討

○決算について、竹村事務局長より別紙 No. 3 について報告

- ・ホームページは 24 年度から 25 年度にかけて作成。昨年度と今年度に分けて支払うことになっています。両方で 52 万円程です。
- ・ホームページの予算が増えた分を補うために名義協賛を行い、報告書に名前を紹介しました。
- ・アンケートにかかる費用が少なくすんでいるのは、アンケートの入力など沢山のボランティアに関わっていただいたのが大きかった。
- ・浅生室長より予算額より決算額が減っているという確認があり、事務局長竹村より、行政では予算通り執行するのが当たり前であるが、NPO では事業内容によって予算額が修正される。行政と市民団体との違いについて話された。

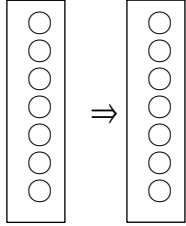
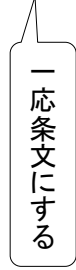
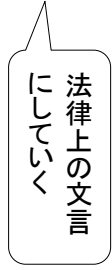

○続いて、25 年度の予算について竹村事務局長より予算について説明

- ・25 年度の予算は、活動計画がまだできていないため、これから変わる可能性があるが、こども総合支援室の予算確保に予算書が必要になるので、市民委員会で検討したいという提案が事務局長竹村よりされた。No. 3
- ・検討の結果、あと 10 万円をプラスして、3,247,560 円の予算にすることを決めた。内容については事務局に一任。変更については、次回市民委員会に報告することになった。

○子ども委員会の今後の方向性について（提案）

- ・子どもたちの意見を施策として反映する為に、子どもたちの参加を増やしていきたい。子どものあつまりを「委員会」にしていきたい。
- ・例えば学校から代表を出してもらおうとか。
- ・今まで任意で参加している子どもたち + 学校代表が子ども委員会で話し合い
→提案→提言につなげていく。
- ・子どもたちの主体が守られるように学校 + 学校以外が協力をどうしていけるかだと思う。
- ・東員町などでは条例づくりを教育委員会が中心に行っているの子どもたちを各学校から出させているが、そうではなくて、どういう幅で子どもたちを集められるかだと思う。
- ・できれば多様な子どもたち（例えば外国籍の子ども・障がいを持つ子ども…）を交えて話し合いをして行いたい。
- ・小学校の子どもはどうだろうか？4・5年生からなら話し合いはできるのではないかな。小さい時からの積み重ねは大事だと思う。
- ・子どもたちが話し合い大人に対して意見を出していくことができれば。
- ・今年度は昨年と違うアプローチが必要だと思う。
- ・メンバーによっても変わるのでは、関係性もあると思うので、理想どおりにはいかない。決めることを目的ではなくいろんなことを出し合いながら積み重ねることが大事である。
- ・本来の子ども委員会の意義意図を考えると無理な選出はしたくない。
- ・生徒会中心とか全部の学校などこちらが決めるのではなく、それぞれの学校で考えてもらえたらと思う。
- ・学校と関わると、教師が引率をしてきたりする。事故の時は、市民委員会としてどう責任を持つのかなどいろいろ出てくると思う。
- ・アンケートをとった子どもたちに自分たちも意見を言える場があることを知らせ、同時に参加も呼びかける。（概要版を配布する時に子ども委員会募集のチラシと一緒に配布する。）No6。
- ・教育委員会としては、学校で何人出してくださいとはいえないが、協力を呼びかけることはできると思う。具体的ところはこれから検討していきたい。
- ・大人のファシリテーターも新しく考えたい。
- ・子どもの活動をつくっていく時に大人が問われる。多くのいろいろな大人が関わるのが大事である。例えば学校の先生や学童保育の指導員の方などいろいろな人に関わって欲しい。
- ・子ども委員募集に関しては教育委員会と話し合いの場を持ち、詰めていく事になった。

●条例制定への道（予定）

| | 25 年度 | | 26 年度 | | | 27 |
|--------|--|------|---|--|---|------|
| | 25.4 | 26.3 | 26.4 | 27.1 | 27.3 | 27.4 |
| 市民委員会 | ・ 骨子づくり | | ・ 市民委員会案 | ↓ | ・ 市議会 | ・ 施行 |
| 子ども委員会 | ・ 委員会にしていく | | ↓ | ・ 条文文化 | ↓ | ・ 上程 |
| | ・ 理念 ⇒  | |  |  |  | |
| 庁内 | | | | | | |

<骨子づくり>

- ・ 報告書を基に骨子づくりを行う。柱を考え、一年かけて理念を考えていく。
- ・ 市民委員会の案が法律用語（文言）に合わないから削除されるとか、作為的に変えられることのないようにしていきたい。でないと精神が変わり別物になってしまう。

- ・ A～E の5 グループに分かれ、ポストイットを使ってグループ討議を行う。

A グループ 増田・堀本・永合・浅原

○学ぶ

- ・ 学ぶ事により子ども一人ひとりが自ら力を発揮して成長できる土台となる。

○守られる

- ・ 命を守られるのはもちろん、暴力や虐待からも守られなければならない

○子ども委員会

- ・ 世代をこえて子ども委員会が続いていく事が子どもの権利を守る上でとても大切な事

○ありのままを認められる

- ・ 条件付きでなくありのままを受け入れ認めていく。

○あそび

- ・ 遊びの中での経験や人との関わりの中で、いろいろな価値観に触れる事が大切・

○地域文化交流

- ・ 豊かな地域社会の中で育ち文化や伝統に触れまたそれを、次の世代へとつなげていく事

○子どもの主体が大切にされる

- ・ これら全て子どもの主体を大切にすることにつながる。

B グループ 浅生・大野・伊藤・中橋

- 子どもの意見が尊重、実現されるシステムづくり
 - ・自分の意見が言える場（発信できる）、聴ける場、機会をつくる。
 - ・考えを聴いてもらえる仕組みづくり
 - ・意見の尊重してもらえる社会
 - ・子どもたちが出した意見を実現できるようなシステムづくり
- 比較しない
 - ・能力や容姿で評価されない。
 - ・友だちからどう見られているか（評価）を気にしなくていいと思えるようになる
- 安心できる居場所・環境
 - ・子どもたちの安心できるような地域づくり・環境をつくる。
 - ・育つ保障
 - ・人として成長する場所づくり
 - ・安心・安全な居場所
- 自己決定・参加のしくみ
 - ・自分で決めることができる（決めていくチャンスがいっぱいある。）
 - ・自分たちでルールをきめることができる。
 - ・参加する権利（自己決定による参加）
- 命を守る
 - ・命を守る。生きる保障
 - ・死ぬ（死にたい）と考えないようになるには
 - ・助けてと言える・言ってもいいと思える社会に
- 自己肯定・受容
 - ・自己肯定感
 - ・大切にされていると感じる（家族・先生）
- 子どもがあたりまえに持っている権利を知る
- 大人の都合に振り回されない。大人の決めたことに従えということをなくす。
- 援助・バックアップが必要

Cグループ 石山・田中・渥美・今田・山口

- 自己肯定
 - ・子どもが自分が自分の意見を言う場がない。
 - ・自分のことは自分で決める。
 - ・自主性
 - ・親から（誰からも）支配されない。
 - ・子どもの意志、意見の尊重。
 - ・言いたいこと（本音）を言える。
- 自己肯定
 - ・自己肯定感のある子ども
 - ・認められる権利。

- ・自分を丸ごと受け止めてもらえる。
- ・自分のことが好き。
- ・他人の評価(自分の評価によらない。)

○地域、子どもをとりまく環境。家庭・学校・育ちやすい環境を

- ・自分に自信が持てる環境。
- ・環境の視点→とりまく周囲の。
- ・親が子育てしやすい環境
- ・ひとりひとりの大人が、子どもの育ちを暖かく見守る。
- ・地域の力(学校、地域、家庭)。

○いのち・育ち。安心・安全な地域に

- ・安心、安全の保証(確保)
- ・子どもの命を守る。
- ・あらゆる虐待から守られる。
- ・親(大人)から愛される。

D グループ 河合・竹村・谷口

○理念

- ・子どもの権利保障 ・子どもが権利主体 ・人権の尊重

○意識改革

- ・相互尊重とは? ・大人・社会の責任と子どもの権利の整理
- ・支配被支配の構造を変える ・関係性(子ども一子ども、子ども一大人)を変える

○参画

- ・子ども参画 ・子どもの運営
- ・子どもの議会のような場(施策を考えると) ・街づくりに参加
- ・子どもに参画する機会が与えられている

○自分で決める

- ・自己決定自己責任

○意見を言う

- ・ディスカッションの積み重ね
- ・子どもが自信をもって言える。その意見が受け入れられる。
- ・多くの仲間が深くつながっている。
- ・子どもだけの世界をつくる

○守られる

- ・子どもの命が大切にされる ・生命が守られる
- ・子どもが安心して生活できる ・大人から大切にされる

○居場所

- ・安心な居場所 ・子どもの居場所がある
- ・あそび場づくり(子どもの育ちの場である)
- ・自然と共に生活できる(感性の育ち)

- ・主体的な体験が保障される

○ありのまま

- ・ありのままを受け止められる権利
- ・ありのままを受け止められる権利
- ・自己肯定感、自尊感情という視点を深める
- ・自分のことが肯定的に受け入れられる。自尊感情が育つ。

○主体としての学び

- ・自分が学びたい方向での“教育”の保障
- ・だれもが教育を受けることができる
- ・個々の子どもの学びの保障
- ・すべての子どもに学習の機会や進路が保障されている
- ・自分の夢が実現できること

○個別の権利

- ・休む権利
- ・秘密（プライバシー）が守られる・

E グループ 山野・丹羽・田部・川喜田

○自己決定 主体、自分が実現

- ・主体が大事にされているか。
- ・自分で決めることが保障される。それが大事にされる。
- ・自分で決めていい。

○意見表明権

- ・人の意見を大切にす。
- ・自分の意見を言うことができる。
- ・意見や考えが実現できる。聞く場をつくる。
- ・自分の意見を認めて欲しい。

○余暇の保障

- ・余暇や遊んでリフレッシュすることが保障されているか。

○居場所

- ・あそびを教えてくれる（大人）が伝承人となって、こどもに伝える仕組みを作る。あそびをとおして育つ。
- ・集合と話し合いが保障されているか。
- ・遊ぶ場所を確保したい。
- ・集合と話し合いが保障されているか。

○支配されない関係をつくる

- ・親子関係
- ・先生と子ども
- ・スポ賞など習いごとと子ども
- ・社会と子ども

○存在を認めてもらえる環境

- ・愛して欲しい
- ・命が守られているか。大事にされているか。
- ・自分に大切に思う気持ち、同じに他人（ひと）を大切に思う気持ち — 相互尊重の精神 —
- ・命の大切さを学ぶ場

○気持ちを聴いてもらえる

- ・相談ができる人
- ・真剣に話を聞いてくれない⇒聞いて欲しい
- ・安心できる状況があるか。居場所があるか。
- ・子どもの声を受け止める場づくり
- ・（こども）自分が活動したい場を提供（保証）する。
- ・困った時に逃げ込める所

*上記グループでの話し合いの結果は、コア会議で整理をし、次回の市民委員会に提出する。

●次回市民委員会

2013年5月27日（月）18:30～ アスト津3階 交流スペースA

○石山さんの発言の件

6月27日の市民委員会で、4月の市民委員会の報告に石山さんの発言が抜けていたことが解り追加することになった。追記内容は下記のとおり。

- ・憲法改正の中で、子どもの権利が制限されるようなことになった場合、子ども条例が意味をなさなくのではないかと危惧されるということが石山さんから話された。憲法と条例は質が違う。分野の中にも盛り込んでいく内容もちがってくるかなという話がされた。

以下、ビデオから No.2-①15：08～21：47

石山：条例制定の期間が、25年度末が目標であったかと思いますが、27年4月になったことで、気になっていることがある。憲法改正の動きがあり、子どもの権利を制限するような憲法ができた場合、子どもの権利条例は意味があるのだろうか。憲法の方が当然上になるので、子どもの権利条例は意味を持つのだろうか。昨年から心配事であった。憲法は憲法で、憲法がどうなるかが、27年度3月までこれを粛々とやっていくと言うのでいいのだろうか。気になっているところである。

田部：憲法に対応させるということを私は個人的には考えていない。憲法が上だから条例が制限を加えられるという意味が・・・。

竹村：上位下位ではなくて、質がちがうと思う。県的な子ども条例の考え方と、市町になった時に、例えばオンブズパーソンも含めてどういう仕組みが子ども達にとって必要なかということ。憲法は私たちが具体化しようと思っている条例と関係はあるけれど、質の違いがあるのでは。

田部：憲法で縛られてしまったら条例を作っても意味がないという問題だったら、条例をつくっても意味がないからやめましょうということになってくる。

石山：やめましょうということではなくて、当初私たちが条例をつくろうと思った数年前は全く想定されなかった社会環境になってきている。憲法と無関係というわけにはいかないと思う。こういう状況の中でどういう意味のある条例を作っていく事かだと思う。条例をつくったところで、子どもに権利なんかないと言われたらもともこもないと危惧している。

田部：憲法と条例づくりが別のものとは思えない。私は戦争体験を持っている人間なので、国がそう考えたら全部そう動いていく体験を持っている。でも、読みながら見ながら今どういう状況になっているのか、どう選挙に関わるかという問題にもなってくると思いますけれど・・・。

竹村：子どもの権利が制限されるような事があつたら、津市から地方から発信していくようにしたいと思う。いろんな施策にしても国の言う通りに県と市が動くとは限らない。逆もある。

田部：でも私たちが考えるほど、そう簡単ではないけれど・・・。

石山：今日この場で話し合う場ではない。さっき竹村さんがおっしゃったような事があれば改正されてからではたぶん遅い。改正される前に、私たちが三重県の条例からみた場合に国の進めている方向が違うのではないかと津市のやろうとしていることとちがうのではないかと、子どもの権利条例からみたらおかしいのではないかとということ、全国で子どもの権利条例を作っているところもあるので、発信することもあるかな？全く想定されなかったことに直面するのかと思っている。

田部：それによって分野（骨子）の部分も違ってくるかもしれない。